

## 研究機関で雇用する特別研究員-PD等の育成方針

令和5年7月12日  
学 長 裁 定

国立大学法人鳥取大学（以下「本学」という。）は、独立行政法人日本学術振興会が実施する特別研究員事業において採用された特別研究員-PD、RPD、CPD（以下「PD等」という。）がより安心して研究に専念できる環境を確保することが、PD等の研究活動の充実にとって極めて重要であるとともに、我が国の研究力の向上に大きく資するものであるため、研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業の趣旨に賛同し、PD等を本学が雇用したうえで、本学の責任においてPD等の育成と研究環境の向上を図るための方針を次のとおり策定する。

- 1 PD等が研究に専念し、自由な発想のもと主体的に研究課題に取り組むことができる環境の構築や、計画的なキャリア支援を行うために、以下の項目について取り組むものとする。
  - （1） 職務内容に応じた適正な処遇の確保のために、経済的支援を充実させることで、より安心して研究に専念できる環境を提供すること。
  - （2） PD等に採用された初年度において、研究開始に必要な環境整備等に使用できる予算を措置すること。
  - （3） 近隣大学を含む多様な研究者との交流機会を提供すること。
  - （4） 大学における教育指導能力の習得機会を提供すること。
- 2 PD等に関して適切な労務管理・健康管理を行い、PD等が質の高い研究活動に安心して取り組める環境を確保するものとする。
- 3 本学の女性活躍推進に係る行動計画に基づき、ライフイベント中の支援、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発のための研修実施等により、女性研究者の活躍推進に取り組むものとする。